

審査請求の対象とならないもの

次の事項については、社会保険審査官に対する審査請求の対象にはなりませんのでご注意ください。

《共通》

- 決定（処分）が行われていないもの
 - 保険者の対応（説明誤り、説明不足を含む）に関する事
 - 陳情、要請（要望）に関する事
 - 不明な点についての回答や調査を求める事
 - 制度等に対する不服に関する事
- （※事業所に対する保険料関係については、社会保険審査会）

《健康保険関係》

- 被扶養者の認定に関する事
- 第三者行為による事故の求償に関する事
- 医療費の返還に関する事
- 「医療費通知」「傷病手当金の期間満了事前通知」等の文書に関する事

《年金関係》

- 障害給付に係る診断書の記載内容に関する事
- 障害給付に係る「障害状態確認届」による等級変更がないことに関する事
- 物価スライド特例水準に関する事
- 国民年金保険料の過誤納における還付に関する事

〈注〉地方厚生局長が行った年金記録の訂正請求に係る決定に対する審査請求先は厚生労働省年金局事業企画課となります。（詳しくは九州厚生局年金審査課（092-473-7035）へお問い合わせください。）

※これは、主な例であり、これ以外にも対象とならないものもあります。